

[課題]

第1回課題 (1500字～2000字)

法と道德との関係について論述しなさい。

[本文]

ドイツのトマジウスやイマヌエル・カントらによると、法は人間の外面的行為を規律するのに対して、道德は個人の内面的良心を規律するものであるから、法については外から義務付け強制することが可能であるが、道德は各人の自律性に委ねられるべきであり、道德的義務自体の法的強制は不可能ないし、不適切であるとした。このような法の外面性と道德の内面性という定式は、近代のはじめに、国家の権力が個人の内心に干渉することを拒否する古典的自由主義によって提示されたものである。

しかし、法には外面性だけでなく、内面にまで及ぶ強制力がある。また、一口に道德と言っても、多種多様な道德があることに加えて、人によって道德の概念や内容の理解が異なっており、社会のルールとするには極めてあやふやなものでしかない。¹

法とは、本来強制的で権力的なものである。法的強制力には、物理的実力の行使による制裁の実行行為だけでなく、法規範の違反を思いとどまらせ、その遵守を確保する制裁（刑罰等）による抑止効果や、違反者に対する制裁の実現が該当者の意に反してでも行われる制度的な保障も含まれている。法システムを理解するには、この実行行為、抑止効果、制度の3つの意味の相互関係を捉えることが重要である。

法システムの狙いは、抑止効果が功を奏して、法規範が強制されているにも関わらず、自発的に遵守される状況を確保することである。犯罪を防ぐ第一次的な抑止効果が有効に働き、第二次的な制裁である実行行為が少なければ少ないほど、社会全体にとって法システムが健全に作動している証拠となる。しかし、物理的な実力による実行行為は、誰の目にも見えやすく分かりやすいものであるが、法の持つ抑止効果の方は、どこまでが法の持つ強制力で、どこまでが道德や宗教などの社会規範に由来するものなのか、人間の内面に関わることであって線引きが難しい。²

また、「道德」という言葉も時代や地域によってその意味は大きく異なる。キリスト教の教義に従うか、仏教の教義に従うかが、人によって選択可能な観点の問題であるのと同じように、「道德」という観点をとるか否かも人によって自由に選択できてしまう。逆に言うと、特定の信仰・信条を前提としないと受け入れられない道德を「道德」ということができるかという疑問が出てしまう。人一般に当てはまる理由に基づいて相手を説得できるはずのものであって、「私の信ずる宗教の観点からすると、それが正しい」というのでは、その観点到立たない人を説得することはそもそもできない。³

それでも、殺人や窃盗など、法的にも道德的にも明確にアウトな問題の場合は、法と道德の対

立はあまり生じない。しかし、夫婦の関係の中でトラブルが生じた場合、日本の民法 752 条の「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」という側面から捉えるのか、旧約聖書の創世記 2 章に記載された「人は、その父母を離れ、妻と結び合い、一体となるのである」という宗教規範から捉えるのか、その判断の是非は国籍や時代、宗教にも影響され、法と道徳の「正しさ」に矛盾が生じてしまう。

責任・権利・義務等等、法と道徳が用いる規範的用語が同一であることは、両者の緊密な対応関係を示している。しかし、その道徳的責任と法的責任の間にはかなりのずれがみられ、権利や義務についても同様である。道徳的な責任や権利義務が、法的な判断にも影響を及ぼす場合が多いが、そのまま法的に認められるわけではない。「法的責任がなければ道徳的責任も問われるはずがない」「道徳的責任のある行為はすべて、法によって規制し法的責任を追及すべきだ」など、交通事故や物の貸し借りなどの日常の場面で、さまざまな見解が対立する。⁴

個人道徳は、価値観や良心、自律的選択など内面的・主観的心情にウエイトが置かれる。それに対して、社会道徳は、社会成員によって相互の外面的行動を規律するものとして一般的に受容され共有されている客観的な道徳規範・原理であり、村八分などの社会的制裁によって裏付けされている。

自由な社会においては、個々の社会成員は個人道徳に従って、それぞれが理想的と考える生活を営む自由が確保されていなければならない。しかし、社会道徳は、各人各様の道徳的理想に従った自由な領域を確保するために、相互に関係を取り結びつつ共存・共生のための諸条件を人々に指図し、個人の道徳を可能とすると同時に制約するという機能を持つ。

ドイツのイエリネックは個人道徳を偏重する近代社会を批判し、社会道徳の基底的意义を強調した上で、法は、客観的に社会の存立のために必要な社会道徳の最小限しか要求せず、「法は倫理の最小限」という説を主張した。

法は、古典的自由主義の点から、個人道徳には立ち入らず、社会道徳を維持するための最小限の強制力に留めるのが望ましいとされる。⁵

文字数：1994 字

<引用・参考文献>

1 田中成明『法学入門〔第3版〕』有斐閣、2016、PP.97-98 参考

2 同上、PP.59-60 参考

3 長谷部恭男『法とは何か』河出書房新社、2015、pp.131 参考

4 田中成明前掲書、pp.93-94 参考

5 同上、pp.98-99 参考